

第二期川越市子ども・子育て支援事業計画策定概要について（案）

1. 策定方針について

(1) 計画期間 平成 32 年度～平成 36 年度 5 年間

(2) 計画の基本理念等

計画の基本理念や基本目標等については原則第一期計画を踏襲する。但し、第一期の事業進捗状況等の分析の結果、必要に応じ基本目標以下、施策目標等の変更を検討する。

①計画の基本理念

「安心して子育てができるまち川越」・・変更無し

②計画の基本目標

基本目標 1 「子どもと親の豊かな健康づくりの推進」

施策目標 (1) 子どもと親の健康の確保・増進

(2) 食育・保健対策の充実

基本目標 2 「幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援」

施策目標 (1) 教育・保育の量的拡大・質的向上

(2) 多様な保育事業の推進

基本目標 3 「心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進」

施策目標 (1) 学校教育の充実

(2) 家庭や地域による教育力の向上

基本目標 4 「要支援児童へのきめ細やかな取組の推進」

施策目標 (1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

(3) 障害児施策の充実

基本目標 5 「安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり」

施策目標 (1) 仕事と家庭の両立の推進

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

(3) 子どもの健全育成の取組

(4) 安全・安心なまちづくり

(5) 子育て情報提供の充実

(3) 第二期計画策定にあたっての国からの通達事項（新規追加事項のみ）

※別添「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」（平成 30 年 8 月 24 日）参照

①トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

②都市開発部局との十分な情報共有

③企業主導型保育施設の地域枠の活用

④特定教育・保育施設等の定員の取扱い

※別添「基本指針の改正方針案について」（平成 31 年 1 月 28 日内閣府子ども子育て会議資料より）参照。

平成 31 年 6 月を目途に国による子ども・子育て支援法に規定する基本指針改正予定。

【資料 4-1】

- ①幼児教育・質の向上のための専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置
- ②幼稚園の利用希望及び預かり保育利用希望の適切な対応の観点から公立幼稚園の入園対象年齢引き下げを含めた適切な確保方策の検討
- ③外国籍・帰国児童等外国につながる幼児の円滑な保育等の利用のための保護者等への支援

2. 第一期計画からの見直し検討内容、追加施策等について

(1) 見直し又は拡充等検討方針（検討中）

- ①教育・保育の質の向上
- ②総合的な相談体制の構築
- ③子育て安心プラン等の国の政策及び幼児教育・保育の無償化に関する記載等

(2) 子どもの貧困対策についての取組を計画へ追加

- ①川越市の子どもの貧困に対する取組について（予定）
 - ・本市における子どもの貧困に係る現状
 - ・ニーズ調査の実施結果
 - ・貧困対策に係る施策の提案 等

3. 児童福祉専門分科会への諮問について

第二期計画の策定にあたり、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）において、計画内容等についての諮問を行う。（第1回会議開催時）また、年度内における答申を依頼予定。

4. 策定業務委託について

(1) 業務委託の方針

第一期に引き続き、計画策定については事業者による業務委託による作成を行う。なお、事業者の選定については、公募型プロポーザルを実施し、提案内容に優れた事業者を選定する。

(2) 実施時期

- | | |
|---------|------------|
| 平成31年4月 | 事業者公募 |
| 5月 | 事業者プレゼン実施 |
| 6月 | 事業者選定・委託契約 |

(3) 業務内容

- ①現状の分析及び課題の整理
人口分析、ニーズ調査結果の整理・分析、第一期計画の評価・まとめ等
- ②計画の記載事項についての検討
 - ・教育・保育提供区域ごとの計画期間（各年度）における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込（必要利用定員総数）及び「確保方策」の設定
 - ・国の基本指針における任意記載事項についての検討
 - ・上記以外で川越市に特に必要となる施策があれば、その事業の確保方策等についての検討※②には、子どもの生活実態調査結果に伴う子どもの貧困対策の各種方策の提案、新・

【資料 4-1】

放課後子ども総合プランで示された放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡充のための各種方策の提案等を含む。

- ③計画書原案の作成
- ④パブリックコメントの実施支援
- ⑤計画書及び概要版の設計・作成
- ⑥その他計画策定に必要な事項に係る市への助言
- ⑦川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(川越市子ども・子育て会議)における会議運営支援(6回程度)

5. 策定スケジュールについて(予定)平成31年度

